

村上市観光キャラクターサケリン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市の観光を宣伝し、観光振興を図るために作成した村上市観光キャラクターサケリンのデザイン（以下「サケリン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人も次の各号のいずれかに該当する場合を除き、サケリンを使用することができる。

- (1) 村上市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と市長が認めた場合

(使用手続)

第3条 サケリンを使用する場合には、あらかじめサケリン使用承諾申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本市又は国若しくは新潟県がその業務の目的で使用する場合
- (2) 村上商工会議所、荒川商工会、神林商工会、朝日商工会、山北商工会、村上市観光協会、瀬波温泉旅館協同組合、越後村上物産会及び財団法人イヨボヤの里開発公社がその業務の目的で使用する場合
- (3) 市内の学校、保育園及び幼稚園が教育等の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、サケリンの使用を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはサケリン使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときはサケリン使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(承諾内容の変更)

第4条 サケリンの使用承諾を受けた者（以下「受諾者」という。）が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、サケリン使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、サケリンの使用変更を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはサケリン使用変更承諾通知書（様式第5号）を、当該承諾をしなかったときはサケリン使用変更不承諾通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 サケリンを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

(1) 村上市観光キャラクターデザインマニュアルに定めるデザインを使用すること。

(2) 受諾者は、承諾を受けた用途のみに使用すること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、サケリンの使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 使用者（受諾者を除く。）が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第10条 受諾者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその承諾を取り消すことができる。

2 市長は、前項により承諾を取り消された受諾者に対して、サケリン使用承諾取消通知書（様式第7号）を速やかに交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 この要綱のいずれかに違反し、本市に損害を生じさせた者は、これを賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、サケリンの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

サケリン使用承諾申請書

年 月 日

村上市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話番号

次のとおりサケリンを使用したいので申請します。なお、村上市観光キャラクターサケリン使用取扱要綱の規定を遵守します。

使用デザイン	
使用目的	
使用方法	
使用期間	
担当者連絡先 （所属、氏名、電話番号等）	

※ 見本等を添付してください。